

# 中国特許出願後の誤訳補正について

## 1 . 補正可能期間

補正可能期間 = 「実体審査通知書」の発送日 + 15日 + 3ヶ月

## 2 . 補正可能範囲

・ **パリルート出願の場合** : 出願日に提出された明細書 (訳文と図面) から直接かつ明確に確認できる内容しか認められない。優先権の明細書は補正の根拠にならない。

・ **PCT出願の場合** :

( 1 ) 費用のかからない補正 : 補正内容が訳文の範囲を超えていない場合、**パリルート出願の場合と同様**。

( 2 ) 費用のかかる補正 : 補正内容が訳文の範囲を超えた場合、PCT明細書から確認できる個別な用語や翻訳漏れなどの単純なミスは補正可能であるが、訳文が原文と内容が全く異なる場合は補正できない。

**補正費用** : 「実体審査通知書」の発送前、300 R M B

「実体審査通知書」の発送後、1,200 R M B